

○青森県産業廃棄物税条例施行規則

平成十五年七月二十二日
青森県規則第六十四号

青森県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

青森県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 [青森県産業廃棄物税条例\(平成十四年十二月青森県条例第七十八号。以下「条例」という。\)](#)の施行については、[青森県県税条例施行規則\(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号\)](#)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第三条第二項の工業用水)

第二条 [条例第三条第二項](#)に規定する規則で定める工業用水は、青森県八戸工業用水道により供給される工業用水とする。

(産業廃棄物の体積の重量への換算)

第三条 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、[次の表](#)の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(産業廃棄物の種類ごとの体積の計測が困難な産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、その体積一立方メートルにつき[同表](#)の下欄に定める重量に換算するものとする。

産業廃棄物の種類	重量
一 燃え殻	一・一四トン
二 汚泥	一・一〇トン
三 廃油	〇・九〇トン
四 廃プラスチック類	〇・三五トン
五 紙くず	〇・三〇トン
六 木くず	〇・五五トン
七 繊維くず	〇・一二トン
八 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇トン
九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第四号の二に掲げる廃棄物	一・〇〇トン
十 ゴムくず	〇・五二トン
十一 金属くず	一・一三トン
十二 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	一・〇〇トン
十三 鋳さい	一・九三トン
十四 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八トン
十五 動物のふん尿	一・〇〇トン
十六 動物の死体	一・〇〇トン
十七 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる廃棄物	一・二六トン
十八 廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる廃棄物	一・〇〇トン

(申告書等の様式)

第四条 [次の各号](#)に掲げる申告書等の様式は、それぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- 一 [条例第九条](#)の納入申告書 [第一号様式](#)
- 二 [条例第十一条第一項](#)の申告書及び[同条第二項](#)の修正申告書 [第二号様式](#)
- 三 産業廃棄物税更正(決定)書 [第三号様式](#)
(産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票の様式)

第五条 産業廃棄物税特別徴収義務者登録証票は、[第四号様式](#)による。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六号)抄

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二六号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第八三号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第四〇号)

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五四号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の青森県産業廃棄物税条例施行規則第二号様式の規定は、施行日以後に行われる青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)第十一条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による修正申告について適用し、施行日前に行われた同条第一項の規定による申告又は同条第二項の規定による修正申告については、なお従前の例による。

附 則(平成二八年規則第八号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第六号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第五六号)

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第一二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

[第1号様式\(第4条関係\)](#)

(平18規則26・平19規則41・令元規則6・令3規則12・一部改正)

第1号様式(第4条関係)

産業廃棄物税納入申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 地域県民局長 様		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		徴収番号
			通信日付印	確認印	
			・	・	
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名				
	この申告に 応答する 係名及び 担当者の 氏名並び に電話番 号	係 名	氏 名	(局 番)	
申 告 対 象		年 月 の 搬 入 分			
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額		
申 告 額	・ トン	1,000円	円		
課税標準量に関する明細		別 紙 の と お り			
備考					

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする

別紙

課税標準量に関する明細

年 月 分		枚のうち			
		枚 目			
最終処分場の所在地					
産業廃棄物の種類	重量(t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(t) (ア)+(イ)
		体積(m ³) (A)	1m ³ 当たりの重量(t) (B)	換算重量(t) (イ)(A×B)	
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
合 計	・	・		・	・

注1 最終処分場ごとに別様とすること。

- 2 「重量(t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 「体積(m³)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 「1m³当たりの重量(t)」欄には、産業廃棄物の種類に応じ、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。
- 5 「換算重量(t)」の欄に記載すべき重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[第2号様式\(第4条関係\)](#)

(平18規則26・平19規則41・平27規則54・令元規則6・令3規則12・一部改正)

申告書
産業廃棄物税
修正申告書

年 月 日 地域県民局長 様		※処理事項	発信年月日		徴収番号
			通信日付印	確認印	
			・	・	
納税者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者の氏名				
	個人番号又は法人番号				
	この申告に応答する係名及び担当者の氏名並びに電話番号	係名	氏名	(局番)	
申告対象		年 月の搬入分			
区	分	課税標準量	税率	税額	
申告	申告額	・ トン	1,000円	円	
修正申告	修正申告額 ①	・ トン	1,000円	円	
	既に納付の確定している額 ②	・ トン	1,000円	円	
	この申告により納付す①-②べき税額			円	
(増差税額)納付年月日		年 月 日			
課税標準量に関する明細		別紙のとおり			
備考					

注1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする

別紙

課税標準量に関する明細

年 月分		枚のうち 枚 目			
最終処分場の 所在地					
産業廃棄物 の種類	重量(t) (ア)	重量の計測が困難な場合			合計重量(t) (ア)+(イ)
		体積(m ³) (A)	1m ³ 当 たりの 重量(t) (B)	換算重量(t) (イ)(A×B)	
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
	・	・		・	・
合 計	・	・		・	・
課税の対象とならない産業廃棄物の搬入の明細					
産業廃棄物 の種類	重量(t) (ア)	体積(m ³) (A)	1m ³ 当 たりの 重量(t) (B)	換算重量(t) (イ)(A×B)	合計重量t (ア)+(イ)
	・	・		・	・
	・	・		・	・

注1 最終処分場ごとに別様とすること。

- 2 「重量(t)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した重量を記載すること。この場合において、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 3 「体積(m³)」欄には、産業廃棄物の種類ごとに合計した体積を記載すること。この場合において、体積について0.001立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 4 「1m³当たりの重量(t)」欄には、産業廃棄物の種類に応じ、青森県産業廃棄物税条例施行規則第3条の表の下欄に定める重量を記載すること。
- 5 「換算重量(t)」の欄に記載すべき重量に0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第4条関係)

(平17規則6・平18規則26・平19規則41・平19規則83・平25規則40・平28規則8・令元規則6・令2規則56・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

産業廃棄物税 更正・決定 (加算金決定) 書

種

地方税法及び青森県産業廃棄物税条例の規定により、更正・決定したから通知します。納入(納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県納税代理金融機関へ納めてください。

年 月 日

地域住民局長 印

※引不足税額を納入(納付)する際には、法定納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定納期限の翌日から引不足税額が決定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成19年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の満する各年の前年の1月30日を経過する時における日本銀行公表の金融1年定期預金の利率に年4パーセントの基準利率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の満する各年の前年に所轄地区等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)による改正後の租税特別措置法第14条第2項の規定により公表された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和5年1月1日以後の期間については、当該期間の満する各年の種別特別措置法第26条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納入(納付)しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は金額が2,000円未満であるときは、その端数又は金額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

① この処分が不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分が不服を主張する訴えは、前記の審査請求に対する最終の決定を受け取った日の翌日から起算して5月以内に最上級審として(知事が原告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する最終の決定後でなければ提起することができないこととされていますが、(審査請求があった日から3月を経過しても取消がないとき)②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その結果を種ないことに基づき相当の理由があるときは、判決を種ないでも処分の取消しを提起することができます。

注 消滅の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

区分 月分	法定申告 納税額	更正・決 定額	更正・決定			既に納入 の確定している額			差引過不足税額 (②-①) (円)
			課税標準 (トン)	税率 (円)	税額 (円)	課税標準 (トン)	税率 (円)	税額 (円)	
年 月	・ ・	更正	・			・			
	・ ・	更正	・			・			
	・ ・	更正	・			・			
	・ ・	更正	・			・			
	・ ・	更正	・			・			
	・ ・	更正	・			・			
計									
区分 月分	各種加算金及びその算定基礎			この更正・決定により納 入(納付)すべき税額等 の合計額(③+④) (円)			備 考		
	種 別	算定の基礎 となる税額 (円)	率	加 算 金 額 (円)					
年 月	過 少 申 告 不 重	()	()						
	過 少 申 告 不 重	()	()						
	過 少 申 告 不 重	()	()						
	過 少 申 告 不 重	()	()						
	過 少 申 告 不 重	()	()						
	過 少 申 告 不 重	()	()				指定納期限	年 月 日	
計							徴収番号		

注 「算定の基礎となる税額」欄及び「率」欄の括弧内の数値は、過少申告加算金の算定において加算される部分の計算に用いられる数値です。

第4号様式(第5条関係)

第4号様式(第5条関係)



9.0cm

14.5cm